

## 特別会員の入会基準及び任期に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）定款第5条第1項第3号に規定する特別会員について、入会基準及び任期について定めることを目的とする。

### (入会基準)

第2条 特別会員の入会については、次に定める基準に基づくものとする。

#### (1)役員経験者

会長が推薦したうえで、次の基準を満たすこと。

##### ①理事にならない者

関係府省庁等との連携を強化するとともに、連続性・継続性の関係を保持するためにも、関係府省庁等の会議体（以下「会議体等」という。）の委員等（任期途中、新規依頼含む）を担うことができること。

##### ②理事候補になる者

①の基準を満たしたうえで、この法人の目的を理解し、責任をもって業務を遂行できること。

#### (2)学識経験者

①事務局長又は事務局次長（それらに就任予定である者を含む。）であること。

②この法人の目的を理解し、業務を遂行するために有効な専門的な知識を有する者。

### (入会審査、決定)

第3条 特別会員の入会については、「特別会員入会申込書」により申込を受け理事会の決議によりその可否を決定し、会長はその結果を申込者に通知するものとする。

2 前項により入会を承認された者は、理事会が承認した日より特別会員の資格を取得するものとする。

3 決定後の入退会等の管理は、専務理事がそれにあたるものとする。

### (任期)

第4条 特別会員については任期を定め、次に定める日をもって特別会員の資格を喪失する。

#### (1)役員経験者

##### ①理事にならない者

会議体等の委員等の任期が満了するまでとする。

##### ②理事になる者

特別会員となった後に就任した理事の任期が満了するまでとする。

#### (2)学識経験者

##### ①退職日までとする。

②入会時に決定された日までとする。

### (職務)

第5条 理事にならない者の職務は、会議体等に出席し意見を述べるとともに、その会議体等の主旨及び内容をこの法人に都度報告するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附 則

この規程は、令和3年10月20日から施行する。